

## 「あいちスキ旅キャンペーン」参画ガイドライン

### （「あいちスキ旅キャンペーン」の目的）

第1条 「あいちスキ旅キャンペーン」は、愛知県（以下、「県」という。）が経済界・労働界・教育界とともに取り組む「愛知県『休み方改革』プロジェクトの一環として開催するもので、観光関連事業者（旅行事業者、宿泊事業者、交通事業者、観光施設）と連携して、旅行者に対し、平日や閑散期の旅行を呼び掛け、観光需要を平準化することを通じて、旅行者の快適な旅行と、観光関連事業者の労働生産性の向上を促進することを目的とする。

### （遵守事項）

第2条 本キャンペーンに参画する事業者は、次の各号を遵守すること。

- 1 前条のキャンペーンの目的に反しないこと
- 2 公序良俗に反しないこと
- 3 反社会的勢力または反社会的勢力に準じた団体及び人物との関係を有しないこと
- 4 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）及び不正競争防止法（平成5年法律第47号）などの関係法令に違反しないこと

### （事業者の定義）

第3条 本ガイドラインで規定する事業者とは、次に定めるとおりとする。

#### ・旅行事業者

旅行業法（昭和27年法律第239号）及び旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）に規定する、第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業、旅行業者代理業、観光圏内限定旅行業者代理業、並びに住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に規定する住宅宿泊仲介業の登録をしている事業者

#### ・宿泊事業者

旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）、住宅宿泊事業法第3条第1項の届出に係る住宅又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条第1項の認定を受けた事業者（ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する事業者は除く。）

#### ・交通事業者

国土交通省をはじめとする官公署の許可等を受け、対価を徴収して、人の輸送を行う事業者

#### ・観光施設

主として観光客を対象に、観覧、見学、体験、飲食、物販等のサービスを提供する事業者

(キャンペーン参画条件)

第4条 本キャンペーンに参画する観光関連事業者は、平日の旅行客又は有給休暇を取得した旅行客に対し、料金の割引、客室のアップグレード、景品等の特典の提供をしなければならない。ただし、提供期間及び提供対象は、観光関連事業者が任意で設定できる。

(キャンペーンサイトへの掲載)

第5条 本キャンペーンに参画する観光関連事業者は、県が開設するキャンペーンサイトに、施設名等を掲載することができる。

(キャンペーンサイト掲載の取消)

第6条 本キャンペーンに参画する観光関連事業者が平日の旅行客又は有給休暇を取得した旅行客に対し、特典の提供を終了・中止する時には、速やかに掲載取消の申請を行うものとする。

(キャンペーン参画資格の取消)

第7条 本キャンペーンに参画する観光関連事業者において、以下のいずれかに該当する行為が判明した場合、県は、本キャンペーンサイトへの参画資格を取り消し、キャンペーンサイトでの掲載を取りやめる。

- 1 本ガイドラインに違反した場合又はその疑いがあり、県からの是正指示に応じないとき
- 2 本キャンペーンの信用を傷つける行為を行ったとき
- 3 本キャンペーンの運営を妨げる行為を行ったとき
- 4 その他、県が不適切と判断したとき

(ガイドラインの変更)

第8条 本ガイドラインは事前の通知なく変更される場合がある。観光関連事業者は、本キャンペーンサイトに掲出されている最新のガイドラインを掲載登録申請前に確認すること。

2023年5月29日 作成